

# ひとり親家庭等医療給付事業について

## 1 制度の趣旨

ひとり親家庭等における親と子の健康の保持及び福祉の増進を図るため、医療機関等の診療を受けた際の医療費の自己負担金に対し、その一部を市町村が負担する制度です。（受給者証の有効期間は、毎年8月1日から翌年7月31日まで）

## 2 対象者 次に掲げる「親」及び「児童」です。

区分	要件
親 (配偶者のいない父又は母)	①18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者を、扶養している人 ②18歳に達した日の属する年度の末日の翌日から20歳に達した日の属する月の末日までの間にある者を扶養している人。（誕生日がその月の初日（1日）の場合は前月の末日まで）
児童	①ひとり親家庭の親に扶養されている18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある人。（引き続いて盲学校、ろう学校又は養護学校の高等部（専攻科を除く）に在学する者にあつては在学する期間を含む） ②ひとり親家庭の親に現に扶養されている <b>18歳に達した日の属する年度の末日の翌日から20歳に達した日の属する月の末日までの間</b> にある人で、所得税が非課税世帯にある人。

## 3 医療費の助成内容 ※入院時の食事負担や保険外給付は助成対象となりません。

【親】 入院または、指定訪問看護にかかる医療費の一部（通院は助成対象外）

【児童】（下表のとおり）

区分	助成内容
①小学校就学前 (0歳から6歳)	全額助成
②非課税世帯 (6歳以上)	全額助成。ただし、初診時一部負担金は自己負担 (医科580円、歯科510円、柔整270円)
③課税世帯 (6歳以上)	医療費の1割が自己負担となります。 ただし、月額入院44,400円、通院12,000円を上限とします。

## 4 町単独の助成について

平成23年8月診療分から小学校就学前児童に限り、初診時一部負担金を助成しています。従来、医療機関で一度支払い後、領収書等を持参のうえ、役場窓口で手続きをお願いしておりましたが、**平成24年8月からは**請求されないように、医療機関と調整を行いましたので、手続きの必要はありません。ただし、平成24年7月末までの支払い分は従来通り、還付の手続きが必要です。 **裏面へ**

## 5 還付手続きについて

整骨院や補装具を作製した場合は、受給者証が使用できないため、次のとおり還付手続きを行ってください。

【手続きに必要なもの】

整骨院・道外の医療機関など	補装具
①医療機関から発行された領収書もしくはレシート（受給者名の記載があり領収印があるもの） ②印鑑（シャチハタ以外のもの） ③ひとり親家庭等医療費受給者証及び健康保険証 ④通帳又は口座の確認できるもの	①医療機関から発行された領収書もしくはレシート（受給者名の記載があり領収印があるもの） ②印鑑（シャチハタ以外のもの） ③ひとり親家庭等医療費受給者証及び健康保険証 ④通帳又は口座の確認できるもの ⑤医師の診断書 ⑥健康保険の支給決定通知等 ※補装具の作成に要した費用のうち、2割もしくは3割分はひとり親家庭等医療で助成します。（残りはご加入の健康保険に直接請求願います。）

※ 受診者名、領収印のいずれかが洩れた領収書は払い戻しできませんのでご注意ください。請求期間は領収書発行日から3年以内。

## 6 病院窓口での手続き

医療機関で診療を受ける際には、保険証と一緒に役場窓口で交付された「ひとり親家庭等医療費受給者証」を病院受付窓口に提示する必要があります。

（自立支援医療・更生医療等の受給者証をお持ちの方は、その受給者証も一緒に必ず提示してください。）

## 7 届出事項

次のいずれかに該当したときは、届出が必要になります。

- ① 有効期限が終了したとき。
- ② 受給者が死亡したとき。
- ③ 住所又は氏名を変更したとき。
- ④ 健康保険証が変わるとき
- ⑤ 婚姻等により、ひとり親家庭等の要件に該当しなくなったとき。

### ◎ 届出に必要なもの

ひとり親家庭等医療費受給者証、健康保険証、印鑑

担当 上富良野町役場町民生活課総合窓口班（45-6985）

上富良野町大町2丁目2番11号